

最終改正:

改正内容:令和4年3月31日要綱第27号 [令和4年4月1日]

○佐々町固定資産税減免取扱要綱	令和4年3月31日要綱第27号
佐々町固定資産税減免取扱要綱 (趣旨)	
第1条 この要綱は、佐々町税条例(昭和31年条例第1号。以下「条例」という。)第71条第1項第1号に規定する固定資産税の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。	
(減免基準)	
第2条 条例第71条第1項第1号に規定する固定資産税の減免の取扱いについては、別表に定めるところにより減免する。ただし、既に納付されているものについては、還付しないものとする。	
(減免の方法)	
第3条 町長は、固定資産税を減免するときは、当該減免の申請日以後に到来する納期に納付すべき固定資産税について、別表に定める減免額を減免するものとする。	
(適用除外)	
第4条 固定資産税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者についての固定資産税の減免は行わない。	
(1) 蓄積された資産(生活保護開始決定基準となる手持金及び資産保有を除く。)又は退職金、保険金、補償金若しくは仕送り等により、当該年度内の生活に支障がないと認められる者	
(2) 貧困の状態が、当該年度内に固定資産税の減免を要しない状態となる見込みのある者	
(3) 前年度分までの固定資産税を完納していない者(納付相談等を経て分割等の方法により納付を履行している者を除く。)	
(減免事由の消滅)	
第5条 固定資産税の減免を受けている者のうち、生活保護の廃止となった者は、その廃止の決定を受けた日以後に到来する納期に納付すべき固定資産税については納付をしなければならない。ただし、死亡による廃止の場合は、既に減免している年度分については減免対象とする。	
(その他)	
第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。	
附 則	
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。	

別表（第2条、第3条関係）

区分	減免対象となる固定資産	減免の割合	摘要
貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者の所有する固定資産	税額の100%	当該事由に該当することにより、減免申請書を提出した日以後当該事由の存続する期間中に納期の末日の到来する当該年度の税額について適用する。
	社会事業団体等から生活のため扶助を受けている者が所有する固定資産	税額の100%	